

平成 2 7 年

第 2 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会



## 平成 27 年 第 2 回 定 例 教 育 委 員 会 日 程

日 時 平成 27 年 2 月 24 日 (火) 午後 2 時から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第 1 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名

豊島 秀範

日程第 2 議 案

議案第 1 号 教育委員会の点検・評価報告書の提出について

(総務課、各課)

議案第 2 号 平成 27 年度我孫子市教育施策の策定について

(総務課、各課)

議案第 3 号 我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する  
規則の制定について

(学校教育課)

議案第 4 号 我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定に  
ついて

(生涯学習課)

議案第 5 号 我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則  
の一部を改正する規則の制定について

(図書館)

議案第 6 号 我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則  
の一部を改正する規則の制定について

(文化・スポーツ課)

議案第 7 号 我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(文化・スポーツ課)

議案第 8 号 我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例  
施行規則の一部を改正する規則の制定について

(文化・スポーツ課)

議案第 9 号 我孫子市つくし野多目的運動広場の設置及び管理に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(文化・スポーツ課)

議案第 10 号 我孫子市小中学校施設の目的外使用に関する規則の一部  
を改正する規則の制定について (文化・スポーツ課)

### 日程第 3 諸 報 告

## 目 次

議案第 1 号	教育委員会の点検・評価報告書の提出について	・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号	平成 27 年度我孫子市教育施策の策定について	・ ・ ・ ・ 3
議案第 3 号	我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 14
議案第 4 号	我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 19
議案第 5 号	我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 22
議案第 6 号	我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 24
議案第 7 号	我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 27
議案第 8 号	我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 29

議案第 9 号 我孫子市つくし野多目的運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について . . . . 31

議案第 10 号 我孫子市小中学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則の制定について . . . . 33

## 議案第 1 号

### 教育委員会の点検・評価報告書の提出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項の規定により、平成25年度教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を別冊のとおり作成したので議会に提出するとともに公表する。

平成27年2月24日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉部俊治

### 提案理由

平成25年度教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成したので提出するものです。

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年 6 月 30 日法律第 162 号）

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 27 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 我孫子市教育委員会行政組織規則（平成元年 4 月 5 日（教）規則第 2 号）

（議決事項）

第 7 条 会議において議決する事項は、次のとおりとする。

略

(21) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関すること。



議案第 2 号

平成 27 年度我孫子市教育施策の策定について

平成 27 年度我孫子市教育施策を次のように定める。

平成 27 年 2 月 24 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

平成 27 年度における教育行政の施策を定めたいので提案するものです。

『我孫子市教育施策』は、教育委員会議の審議を経て、毎年度定めています。施策の展開にあたっては、積極的に情報を発信するなどして、市民の皆様と情報の共有を図りながら社会全体で「生きる力」をより一層育み、施策の基本方針である「個性を尊重し、互いに学び合う、生涯学習の実現」を目指していきます。

## 平成27年度我孫子市教育施策

### 【基本方針】

個性を尊重し、互いに学び合う、生涯学習の実現

### 【目標】

I. 市民が生涯にわたって生き生きくらすための学習体制の充実

重点施策1. 生涯学習機会の充実

(1) 学びたいときに学べる学習機会の充実

- 鳥の博物館の教育普及事業の拡充
- 図書館サービスの拡充、市民の読書活動の推進
- 公民館学級・講座の拡充
- 出前講座・学習相談の拡充

(2) 人づくり・まちづくりにつながる学習活動の支援

- 時代の変化や地域の課題に対応し、市民のニーズが高いテーマを学習する機会の提供
- まちづくりにつながる市民の自主的な学習活動の支援
- 学習の成果が、市民活動団体の育成と活性化につながる社会教育の推進

(3) 学習施設の整備・充実

- 公民館、図書館、鳥の博物館などの施設の充実
- 生涯学習拠点施設の整備の検討
- 既存施設の有効活用

重点施策2. 生涯学習体制の整備

(1) 市民の学習活動を支える体制の整備

○生涯学習推進計画に基づく施策の推進

○あびこ楽校協議会事業の推進

○生涯学習相談体制の整備・充実

○企業や大学との連携強化

○生涯学習事業の情報収集と活用

(2) 市民の学習を支える人材の確保と活用

○出前講座や人材情報の整備・充実

○生涯学習ボランティアの育成及び活動の場の整備

### 重点施策3. スポーツの振興

(1) スポーツ施設の管理・整備と民間施設等の活用

○スポーツ施設の適正な維持管理

○民間スポーツ施設の活用や近隣市施設の相互利用の推進

(2) 生涯スポーツの推進

○スポーツ推進委員と連携した総合型地域スポーツクラブの育成・支援

○地元出身のスポーツ選手など優秀な人材を生かしたスポーツ指導者の養成

(3) スポーツを楽しむ機会の充実

○地元企業や大学と連携したスポーツ教室や市民体育大会等のスポーツイベントの開催

○広報活動の充実

## II. 子どもの創造性と自主性をはぐくむ教育の充実

### 重点施策1. 学校教育の充実

(1) 心身ともに健康な児童・生徒の育成

○思いやりのある豊かな心、社会性を育む規範意識を醸成する人権教育及び道徳教育の充実

○望ましい生活習慣につながる食育・健康教育の推進

○心身の健全な発達を支える学校体育の充実

○安全・情報モラル教育の推進

## (2) 確かな学力の育成

- 体験活動や課題解決における学び合い活動を通して、わかりやすく実感のある学習過程の工夫
- 基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成
- 学習意欲を高め、主体的に学習に取り組むための、個に応じたきめ細かな指導方法の工夫
- 主体的な学びを支える学級経営の支援（Q-U<sup>I</sup>の活用）と指導力の向上
- 全員がわかる、理解できるユニバーサルデザイン<sup>II</sup>の視点をもった授業の工夫
- 外国語教育・活動におけるALTの活用及び指導力の向上

## (3) 教育相談・支援体制の充実

- 一人ひとりの教育的ニーズに対応した特別支援教育の推進
- 適応指導や生徒指導を充実させるシステム（Q-Uの活用）の構築と相談体制の整備
- 不登校予防や解消に向けた支援体制と関係機関との連携強化
- 外国人・帰国児童生徒への日本語支援体制の整備

## (4) 安心して快適に学べる教育・学習環境の充実

- 幼稚園・保育園から小学校へのスムーズな移行や「小1プロブレム<sup>III</sup>」の解消などに向け、幼保小連携の推進
- 災害時における児童・生徒の安全確保と防災体制・防災教育の充実
- 学校内の放射線量等の測定と給食食材等の放射性物質検査の継続
- 幼稚園・保育園・小中学校との交流と連携の推進
- 校舎の老朽化対策やICT<sup>IV</sup>機器の更新など、施設や設備、教育機器などの整備と充実
- エアコン設置による教室環境の改善

## (5) 信頼される学校づくりの推進・教職員の意識高揚を図る職場環境づくり

- 子どもと向き合う時間の確保
- 学校評価を活用した学校運営の改善

○情報の積極的な発信と保護者、地域への丁寧な説明

○教職員全員で取り組むモラールアップ委員会の充実

#### (6) 小中一貫教育の推進

○学力向上や「中1ギャップ<sup>v</sup>」の解消を目指す、9年間を見通した小中一貫教育の推進

○小中学校の円滑な接続を重視した中学校区の実態に応じた小中一貫教育の充実

○基本方針をもとにした9年間の学びと生活をつなぐカリキュラムの作成

### 重点施策2. 地域に根ざした教育の充実

#### (1) 地域全体で学校教育を支えるしくみづくり

○学校教育への地域資源活用の推進

○学校教育における家庭・地域との連携と意見反映

○地域の大学・高等学校との連携強化による児童生徒への学習支援

○学校支援地域本部事業<sup>vi</sup>の推進

○地域の教育力を生かす小中一貫教育の推進

#### (2) 地域に密着した学習の場の提供

○社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力を全教育活動を通じて育成するキャリア教育の充実

○家庭・学校・地域が連携した学習環境づくりの推進

○ふるさと我孫子の資源を活用した学習の推進

### 重点施策3. 子どもの成長・自立への支援

#### (1) 子どもの健やかな成長を促す場や機会の充実

○青少年育成団体への支援と連携を強化した体験学習の推進

○子ども達が安心して過ごすことのできる場所や機会の確保

#### (2) 非行防止活動と悩み相談体制の充実

○街頭パトロール及びネットパトロール<sup>vii</sup>等の実施、青少年育成団体との連携強化による青少年の非行防止活動の推進

○市民への正確で迅速な情報提供

○警察、生活安全関係機関との連携強化

- 子ども110番の家など地域との連携
- 就学支援の充実
- (3) 子ども部との連携強化
  - 特別な配慮が必要な児童生徒の支援体制の充実
- (4) いじめ問題への対応
  - 我孫子市いじめ防止対策推進条例に沿ったいじめの予防、早期発見と対処及び解消、その後の子ども達への心のケアやフォローアップなどきめ細かな取組の推進
  - 学校、教育委員会、市ほか関係機関との連携強化と相談窓口の充実

### Ⅲ. 文化芸術活動への支援と地域文化の継承

#### 重点施策1. 文化芸術の振興

- (1) 文化芸術活動への支援・環境整備
  - 共催及び後援事業による文化芸術活動の充実
  - 既存施設の効率的利用の促進
  - 新たな大規模ホールを含めた文化施設の調査研究
- (2) 新たな文化芸術活動の創出
  - 文化芸術活動や団体に関する情報の発信
  - 文化芸術活動にふれる機会や参加する機会の充実
  - 我孫子の自然や風土をいかした新たな活動への支援

#### 重点施策2. 地域文化の保存と継承

- (1) 生活文化・郷土芸能の保存と継承
  - 生活文化や郷土芸能の聞き取りや現地踏査などの調査・研究
  - 生活文化や郷土芸能の情報発信の充実
  - 生活文化や郷土芸能の後継者の育成

#### 重点施策3. 歴史的・文化的遺産の保存・活用

- (1) 歴史的・文化的遺産の整備・活用
  - 指定文化財制度や登録文化財制度による文化財の保存・活用
  - 手賀沼文化拠点整備計画に基づく整備・活用の推進

## (2) 埋蔵文化財や歴史資料の調査・研究

○埋蔵文化財や歴史資料に関する調査・研究の推進

○埋蔵文化財や歴史資料に関する報告書・資料集等の刊行

## (3) 歴史的・文化的遺産に関する情報発信の拡充

○歴史的・文化的遺産を公開する場や機会の確保

○地域の歴史や文化に親しめる環境づくりの推進

---

<sup>I</sup> Q-U (学級診断尺度調査): Questionnaire-Utilities の略。学校生活における児童・生徒個々の意欲や満足感、および学級集団の状態を質問紙によって測定します。実施により、いじめの防止・発見、よりよい学級集団づくりに活用ができます。我孫子市では、小学校は、3・5・6年生、中学校は、1・2年生で実施します。

<sup>II</sup> 学力の優劣や発達障害等の有無に関わらず、すべての児童生徒が「楽しくわかる・できる」ことを目指し、教科指導における工夫や様々な子どもへの配慮を駆使して行う授業。

<sup>III</sup> 小学校に入学したとき、生活リズムや学習内容になじめず、集団行動がとれない、席に座ってられないなどの行動が継続する状態です。

<sup>IV</sup> ICT (情報コミュニケーション技術): Information and Communication Technology の略。市内小中学校ではコンピュータやインターネットに加えて、プロジェクタ、デジタルカメラ、プレゼンテーションソフトなどの ICT が、各教科や総合的な学習の時間など多くの教科等で幅広く活用しています。

<sup>V</sup> 小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、いじめが増加したり不登校になったりする現象です。

<sup>VI</sup> 学校長、教職員や PTA などの関係者を中心とする「学校支援地域本部」を設置し、その下で地域住民を学校支援ボランティアとして、学習支援活動や部活動の指導など地域の実情に応じて学校教育活動の支援を行うものです。

<sup>VII</sup> 千葉県では平成 23 年度から、我孫子市でも平成 24 年度から青少年ネット被害防止対策事業 (ネットパトロール) を実施し、青少年の利用頻度が高いサイトを監視することで、その防止に努めています。

平成27年度 我孫子市教育施策改定整理表

目標 1 市民が生涯にわたって生き生きするための学習の実現

	改定後(27年度)	改定前(26年度)	改定事由
重点施策1.生涯学習の機会の充実			
(1)	(2)人づくり・まちづくりにつながる学習 <b>活動の支援</b>	(2)人づくり・まちづくりにつながる学習内容の充実	文言の整理
(2)	(3)学習施設の整備・充実	(3)生涯学習施設の整備・充実	文言の整理
(3)	○出前講座や人材 <b>情報</b> の整備・充実	○出前講座や人材 <b>バンク</b> の整備・充実	「人材バンク」という用語は使用していないため。



目標 2. 子どもの創造性と自主性をはぐくむ教育の充実

	改定後(27年度)	改定前(26年度)	改定事由
重点施策1. 学校教育の充実			
(1)	(1)心身ともに健康な児童・生徒の育成 ○望ましい生活習慣につながる食育・健康教育の推進	(1)心身ともに健康な児童・生徒の育成 ○健やかな身体づくりと生活習慣確立のための食育と健康教育の推進	表現の一部修正
(2)	○心身の健全な発達を支える学校体育の充実	○心身の発達を促す教育活動全体を通じた学校体育の充実	表現の一部修正
(3)	(2)確かな学力の育成 ○体験活動や課題解決における学び合い活動を通して、わかりやすく実感のある学習過程の工夫	(2)確かな学力の育成 ○体験活動や問題解決的な学び合いを通して実感し理解できる学習過程の確立	表現の一部修正
(4)	○基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成	○基礎的・基本的な知識の習得支援と思考力・判断力・表現力の育成	表現の一部修正
(5)	○学習意欲を高め、主体的に学習に取り組むための、個に応じたきめ細かい指導方法の工夫	○学習意欲を向上させるための個に応じたきめ細かい指導方法の工夫	表現の一部修正
(6)	(4)安心して快適に学べる教育・学習環境の充実 ○幼稚園・保育園から小学校へのスムーズな移行や「小1プロブレム」の解消などに向け、幼保小連携の推進 ○災害時における児童・生徒の安全確保と防災体制・防災教育の充実 ○学校内の放射線量等の測定と給食食材等の放射性物質検査の継続	(4)安心して快適に学べる教育・学習環境の充実 ○学校内の放射線量等の測定と給食食材等の放射性物質検査の継続 ○災害時における児童・生徒の安全確保と防災体制・防災教育の充実 ○幼稚園・保育園から小学校へのスムーズな移行や「小1プロブレム」の解消などに向け、幼保小連携の推進	施策の進捗に伴う施策の順番の入れ替え

(7)	○ <u>校舎等の老朽化対策</u> やICT機器の更新など、施設や設備、教育機器などの整備と充実	○ <u>体育館の耐震化</u> やICT機器の更新など、施設や設備、教育機器などの整備と充実	体育館の耐震工事の終了に伴い文言を一部修正
(8)	○ <u>エアコン設置による教室環境の改善</u>		平成27年度、28年度に小中学校へのエアコン設置を行うため施策を追加
(9)	(5)信頼される学校づくりの推進・教職員の意識高揚を図る職場環境づくり ○ <u>学校評価を活用した学校運営の改善</u>	(5)信頼される学校づくりの推進・教職員の意識高揚を図る職場環境づくり ○ <u>学校評価の活用と充実</u>	表現の一部修正
(10)	○情報の <u>積極的な</u> 発信と保護者・地域への <u>ていねいな</u> 説明	○ <u>きめ細かな</u> 情報の発信と保護者、地域への <u>丁寧な</u> 説明	文言の整理
重点施策2. 地域に根ざした教育の充実			
(11)	(2)地域に密着した学習の場の提供 ○ <u>社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力を全教育活動を通じて育成する</u> キャリア教育の充実	(2)地域に密着した学習の場の提供 ○ <u>社会のしくみを知り、勤労観・職業観を育成する</u> キャリア教育の充実	表現の一部修正
(12)	○ <u>ふるさと我孫子の資源</u> を活用した学習の推進	○ <u>地域に関する資料</u> を活用した学習の推進	表現の一部修正

重点施策3. 子どもの成長・自立への支援			
(13)	(2) 非行防止活動と悩み相談体制の充実 ○警察、生活安全関係機関との連携強化	(2) 非行防止活動と悩み相談体制の充実 ○関係機関との連携強化による相談活動の充実	表現の一部修正
(14)	○子ども110番の家など地域との連携		市第2次基本計画(後期計画)との整合を図るため施策を追加
(15)	○就学支援の充実	○就学支援体制の充実	文言の整理
(16)	(3) 子ども部との連携強化 ○特別な配慮が必要な児童生徒の支援体制の充実	(3) 子ども部との連携強化 ○障がいのある児童生徒の支援体制の充実	虐待対応等に関わることも近年増加しているため、文言を一部修正
(17)	○我孫子市いじめ防止対策推進条例に沿ったいじめの予防、早期発見と対処及び解消、その後の子ども達への心のケアやフォローアップなどきめ細かな取組の推進	○基本方針に沿ったいじめの予防、早期発見と対処及び解消、その後の子ども達への心のケアやフォローアップなどきめ細かな取組の推進	我孫子市いじめ防止対策推進条例の施行に伴う文言の一部修正

### 議案第 3 号

我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 24 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

#### 提案理由

千葉県職員の職から主任主事の職が廃止されたことに伴う事務職員の職の見直し及び事務職員による共同実施の位置づけを明確にするとともに、その他所要の改正をするため、提案するものです。

我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

我孫子市立小学校及び中学校管理規則（昭和39年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(事務職員等の職及び職務)			(事務職員等の職及び職務)		
第4条 事務職員、学校栄養職員及びその他の職員の職及び職務は、次のとおりとする。			第4条 事務職員、学校栄養職員及びその他の職員の職及び職務は、次のとおりとする。		
職員	職	職務	職員	職	職務
事務職員	事務長	上司の命を受け、事務を掌理する。	事務職員	事務長	上司の命を受け、事務を掌理する。
	<b>主査</b>	略		副主査	略
	主事	上司の命を受け、事務に従事する。		<b>主任主事</b>	上司の命を受け、事務に従事する。
学校栄養職員の項及びその他の職員の項	略	略	学校栄養職員の項及びその他の職員の項	略	略
<b>2 事務職員に、教育委員会が別途定めるところにより学校事務の共同実施を行う組織の業務に従事させるこ</b>					

とができる。

(主任等の発令)

第7条の2 前条に規定する主任等は、当該学校の主幹教諭、教諭(保健主事にあつては、主幹教諭、教諭又は養護教諭)の中から校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(防火管理者)

第36条 校長は、副校長、教頭又はこれに準ずる者に消防法(昭和23年法律第186号)第8条に規定する防火管理者を命ずる。

(出勤簿)

第40条 略

2 校長は、職員の出張、研修、職務専念義務の免除、週休日、代休日、休暇、育児休業、部分休業、大学院修学休業、自己啓発等休業及び欠勤については、出勤簿にその旨を記載しなければならない。職員が休職等の処分を受けた場合についても同様とする。

(主任等の発令)

第7条の2 前条に規定する主任等は、当該学校の教諭(保健主事にあつては、教諭又は養護教諭)の中から校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(防火管理者)

第36条 校長は、教頭又はこれに準ずる者に消防法(昭和23年法律第186号)第8条に規定する防火管理者を命ずる。

(出勤簿)

第40条 略

2 校長は、職員の出張、研修、職務専念義務の免除、週休日、代休日、休暇、育児休業、部分休業、大学院修学休業及び欠勤については、出勤簿にその旨を記載しなければならない。職員が休職等の処分を受けた場合についても同様とする。

第9号様式を次のように改める。



## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。



議案第 4 号

我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 24 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

湖北地区公民館の使用許可申請の提出期間及び自己の都合により許可を受けた施設等の使用を取りやめる場合の手続き期限について、使用者の利便性を考慮し変更するとともに、使用料の納付に係る起算日を明確化するため、提案するものです。

我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則

我孫子市公民館管理規則（平成４年教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用許可申請)</p> <p>第５条 条例第８条の規定により公民館の施設又は設備（以下「施設等」という。）の使用許可を受けようとする者は、我孫子市公民館使用許可申請書（様式第３号）を次の各号に掲げる施設等につき、それぞれ、当該各号に定める期間内（以下「申請期限」という。）に教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が認めたときは、この限りでない。</p> <p>(１) 湖北地区公民館のホール 使用をしようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の６月前の月の初日から使用日まで</p> <p>(２) 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>(施設等の使用を取りやめる場合の使用料の納入)</p> <p>第８条 使用者は、自己の都合により許可を受けた施設等の使用を取りや</p>	<p>(使用許可申請)</p> <p>第５条 条例第８条の規定により公民館の施設又は設備（以下「施設等」という。）の使用許可を受けようとする者は、我孫子市公民館使用許可申請書（様式第３号）を次の各号に掲げる施設等につき、それぞれ、当該各号に定める期間内（以下「申請期限」という。）に教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が認めたときは、この限りでない。</p> <p>(１) 湖北地区公民館のホール 使用をしようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の６月前の月の初日から使用日 <b>の20日前</b>まで</p> <p>(２) 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>(施設等の使用を取りやめる場合の使用料の納入)</p> <p>第８条 使用者は、自己の都合により許可を受けた施設等の使用を取りや</p>

める場合において、使用日 **から起算して7日前**までに前条に規定する手続を行わないときは、当該許可を受けた施設等の使用料を納入しなければならない。

める場合において、使用日 **の14日前**までに前条に規定する手続を行わないときは、当該許可を受けた施設等の使用料を納入しなければならない。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の我孫子市公民館管理規則の規定は、この規則の施行の日以後の施設等の使用について適用し、同日前の施設等の使用については、なお従前の例による。

## 議案第 5 号

我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 24 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

### 提案理由

自己の都合により許可を受けた施設の使用を取りやめる場合の手続き期限について、使用者の利便性を考慮し変更するとともに、使用料の納付に係る起算日を明確化するため、提案するものです。

我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和54年教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（会議室の使用を取り止める場合の使用料の納入）</p> <p>第17条 会議室の利用者は、自己の都合により許可を受けた会議室の使用を取り止める場合において、使用日<b>から起算して7日前</b>までに前条の手続を行わないときは、当該許可を受けた会議室の使用料を納入しなければならない。</p>	<p>（会議室の使用を取り止める場合の使用料の納入）</p> <p>第17条 会議室の利用者は、自己の都合により許可を受けた会議室の使用を取り止める場合において、使用日<b>の14日前</b>までに前条の手続を行わないときは、当該許可を受けた会議室の使用料を納入しなければならない。</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の会議室の使用について適用し、同日前の会議室の使用については、なお従前の例による。

## 議案第 6 号

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 24 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

### 提案理由

自己の都合により許可を受けた施設の使用を取りやめる場合の手続き期限について、使用者の利便性を考慮し変更するとともに、使用料の納付に係る起算日を明確化するため、提案するものです。

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和61年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（施設の使用を取りやめた場合の使用料の納付）</p> <p>第9条 使用者は、自己の都合により許可を受けた施設の使用を取りやめる場合において、使用日<b>から起算して7日前</b>までに前条の手続を行わないときは、当該許可を受けた施設の使用料を納付しなければならない。</p> <p>（申請の制限）</p> <p>第10条 既許可に係る使用料に未納がある者（当該既許可について使用日<b>から起算して7日前</b>までに第8条に規定する手続をした者を除く。）は、体育館の使用申請をすることができない。体育館以外の使用の許可を受けた公の施設の使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項に規定する利用料金を徴収する公の施設にあつては当該利用料金）に未納がある場合も、同様とする。</p>	<p>（施設の使用を取りやめた場合の使用料の納付）</p> <p>第9条 使用者は、自己の都合により許可を受けた施設の使用を取りやめる場合において、使用日<b>の14日前</b>までに前条の手続を行わないときは、当該許可を受けた施設の使用料を納付しなければならない。</p> <p>（申請の制限）</p> <p>第10条 既許可に係る使用料に未納がある者（当該既許可について使用日<b>の14日前</b>までに第8条に規定する手続をした者を除く。）は、体育館の使用申請をすることができない。体育館以外の使用の許可を受けた公の施設の使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項に規定する利用料金を徴収する公の施設にあつては当該利用料金）に未納がある場合も、同様とする。</p>

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の体育館の使用について適用し、同日前の体育館の使用については、なお従前の例による。



議案第 7 号

我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 24 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

自己の都合により許可を受けた施設の使用を取りやめる場合の手続き期限について、使用者の利便性を考慮し変更するとともに、使用料の納付に係る起算日を明確化するため、提案するものです。

我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成5年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の納入)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 使用者は、自己の都合により許可を受けたキャンプ場の使用を取りやめる場合において、使用日 <b>から起算して7日前</b>までに前条の取消し手続を行わないときは、当該許可を受けたキャンプ場の使用料を納入しなければならない。</p>	<p>(使用料の納入)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 使用者は、自己の都合により許可を受けたキャンプ場の使用を取りやめる場合において、使用日 <b>の14日前</b>までに前条の取消し手続を行わないときは、当該許可を受けたキャンプ場の使用料を納入しなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後のキャンプ場の使用について適用し、同日前のキャンプ場の使用については、なお従前の例による。

## 議案第 8 号

我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 24 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉部 俊治

### 提案理由

自己の都合により許可を受けた施設の使用を取りやめる場合の手続き期限について、使用者の利便性を考慮し変更するとともに、使用料の納付に係る起算日を明確化するため、提案するものです。

我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成22年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の納入)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 使用者は、自己の都合により許可を受けた運動広場の使用を取りやめる場合において、使用日 <b>から起算して7日前</b>までに前条の取消し手続を行わないときは、当該許可を受けた運動広場の使用料を納入しなければならない。</p>	<p>(使用料の納入)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 使用者は、自己の都合により許可を受けた運動広場の使用を取りやめる場合において、使用日 <b>の14日前</b>までに前条の取消し手続を行わないときは、当該許可を受けた運動広場の使用料を納入しなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の運動広場の使用について適用し、同日前の運動広場の使用については、なお従前の例による。

議案第 9 号

我孫子市つくし野多目的運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市つくし野多目的運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 24 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

自己の都合により許可を受けた施設の使用を取りやめる場合の手続き期限について、使用者の利便性を考慮し変更するとともに、使用料の納付に係る起算日を明確化するため、提案するものです。

我孫子市つくし野多目的運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市つくし野多目的運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（有料施設の使用を取りやめた場合の使用料の納付）</p> <p>第10条 使用者は、使用者の責めにより許可を受けた有料施設の使用を取りやめる場合において、使用日<b>から起算して7日前</b>までに前条の手続を行わないときは、当該許可を受けた有料施設の使用料を納付しなければならない。</p>	<p>（有料施設の使用を取りやめた場合の使用料の納付）</p> <p>第10条 使用者は、使用者の責めにより許可を受けた有料施設の使用を取りやめる場合において、使用日<b>の14日前</b>までに前条の手続を行わないときは、当該許可を受けた有料施設の使用料を納付しなければならない。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の我孫子市つくし野多目的運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の有料施設の使用について適用し、同日前の有料施設の使用については、なお従前の例による。

議案第 10 号

我孫子市小中学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則の  
制定について

我孫子市小中学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則を次  
のように制定する。

平成 27 年 2 月 24 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉部俊治

提案理由

小中学校施設を一時的に使用する場合の申請期限について、年間使用者の  
利便性を考慮し変更するため、提案するものです。

## 我孫子市小中学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則

我孫子市小中学校施設の目的外使用に関する規則（昭和51年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（使用許可の申請）</p> <p>第7条 開放施設を使用しようとする者は、年間を通して使用（以下「年間使用」という。）する場合にあつては毎年2月末日までに学校開放施設使用許可申請書（年間使用）（様式第1号）を、一時的な使用（以下「短期使用」という。）の場合にあつては使用日の<u>1月前</u>までに学校開放施設使用許可申請書（短期使用）（様式第2号）を当該開放施設の校長を通じて教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>（使用許可の申請）</p> <p>第7条 開放施設を使用しようとする者は、年間を通して使用（以下「年間使用」という。）する場合にあつては毎年2月末日までに学校開放施設使用許可申請書（年間使用）（様式第1号）を、一時的な使用（以下「短期使用」という。）の場合にあつては使用日の<u>7日前</u>までに学校開放施設使用許可申請書（短期使用）（様式第2号）を当該開放施設の校長を通じて教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p>

### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。